

令和3年第11回

印西市教育委員会定例会会議録

令和3年11月11日（木）

令和3年第11回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和3年11月11日(木)午後2時

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(小中学校及び市立幼稚園の学校歯科医委嘱)

日程第 5 議案第1号

令和3年度教育費補正予算について

日程第 6 議案第2号

印西市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

日程第 8 議案第4号

行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

日程第 9 議案第5号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 議案第6号

教育に関する事務の点検・評価報告書(令和2年度対象)について

日程第11 議案第7号

工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて

日程第12 議案第8号

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて

日程第13 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野	忠 寄
2 番	委 員	寺 田	充 良
3 番	委 員	鈴 木	裕 枝

4 番 委 員 栃 尾 知 子

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	高 橋 清
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	坂 卷 順 一
学 務 課 長	佐 久 間 庸 夫
指 導 課 長	吉 野 高 明
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 圭 一
中 央 駅 前 地 域 交 流 館 館 長	中 嶋 広

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課課長補佐	五 代 敦 子
教 育 総 務 課 総 務 係 係 長	荒 川 由 弥
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査 補	浅 野 嘉 人

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長 ただいまより令和3年第11回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長 本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、中央駅前地域交流館館長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長 それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長 本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、栃尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、教育長報告の用紙をご覧ください。

経過報告から申し上げます。

10月6日水曜日、教育事務所次長訪問が高花小、滝野小、印西中であり、出席をしてまいりました。当初の予定では、訪問は9月から予定されておりましたが、緊急事態宣言が発令されておりましたので、その時期にはできないために、10月以降の日程に追加をして1日3校の訪問ということになりました。

同日、第1回就学指導委員会が市役所で開催され、出席をいたしました。

15日金曜日、第5回市校長会議が木刈中であり、出席をしてまいりました。

19日火曜日、第6回市教頭会議が市教育センターであり、出席をしてまいりました。

20日水曜日、順天堂大学女子陸上部監督市長表敬訪問があり、同席をいたしました。全日本女子駅伝大会に出場する順天堂大学の鯉川監督が市長へ表敬訪問をしております。

21日木曜日、第3回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいたしました。

22日金曜日、市長特別賞の表彰式が市役所であり、出席をいたしました。

同日、第20回印西市新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、出席をいたしました。

また、同日、第3回教育振興基本計画策定委員会があり、出席をいたしました。

25日月曜日、教育事務所次長訪問が平賀小、大森小、本埜中であり、同席をいたしております。

30日土曜日、印西市民文化祭「舞踊・邦楽の集い」及び「展示」視察ということで、文化ホール及びイオンモールに教育委員の皆様と一緒に出かけまいりました。

11月に入りまして、2日火曜日、市教育委員会視察研修ということで、成田市にあるレディトゥフライトナリタ及び鋸南町にある都市交流施設道の駅保田小学校まで視察研修に行つてまいりました。委員の皆様、本当にお疲れさまでした。

4日木曜日、教育事務所所長訪問がいには野小、小林中、小林北小であり、同席をいたしました。

5日金曜日、教育事務所所長訪問が西の原中であり、同席をいたしました。この日は西の原中1校のみで、午後の訪問ということになっております。

8日月曜日、教育事務所所長訪問が西の原小、原小、本埜小であり、同席をいたしました。

9日火曜日、教育事務所次長訪問が牧の原小、木下小であり、同席をいたしました。

同日、第2回就学指導委員会が市役所であり、出席をいたしました。

11日木曜日、令和3年第11回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

11月12日金曜日、第3回印教連定例常任委員会が佐倉市であり、出席をいたします。

それに引き続いて、第3回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席をいたします。

13日土曜日、市民文化祭「ダンスフェスティバル」が文化ホールであります。

15日月曜日、総合教育会議が市役所で開催される予定でございます。

16日火曜日、第3回校長研究協議会が小林中で開催されます。

17日水曜日、第3回就学指導委員会が市役所で開催されます。

同日、第4回学校適正配置審議会が市役所で開催されます。

18日木曜日、庁舎避難訓練が実施されます。

同日、学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターで開催されます。

21日日曜日、印西市功労表彰式展が文化ホールで開催されます。例年11月3日文化の日に予定されていたものでございますが、選挙の実施時期等の関係で、今年については21日日曜日ということでございますので、委員の皆様にはよろしくお願いたします。

24日水曜日、第4回就学指導委員会が市役所で開催されます。

29日月曜日、令和3年第4回市議会定例会が市役所で開催されます。会期は12月17日までということでございます。

12月に入りまして6日月曜日、第6回市校長会議が印旛中で開催されます。

8日水曜日、令和3年第12回教育委員会定例会が開催される予定でございます。

以上でございますが、何かご質問ございますでしょうか。

なし

よろしいですか。

それでは、教育長報告を終わります。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規

各 委 員
教 育 長

職務代理者
(報告第1号)

職務代理者

指導課長

定により、大野教育長職務代理者にお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

報告第1号 臨時代理の報告について。

印西市立小中学校及び市立幼稚園の学校歯科医の委嘱を印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。

本件は、印西市学校歯科医を令和3年10月1日付で委嘱したものでございます。

任期につきましては、令和3年10月1日から令和4年3月31日まででございます。

お名前を申し上げます。いづか歯科クリニック、飯塚真司先生。担当校は六合小学校、いには野小学校、印旛中学校。前任の学校歯科医が急遽退任したため、新たに委嘱するものでございます。

また、こころデンタルクリニック、加藤友輔先生。担当校はもとの幼稚園。前任の学校歯科医が体調不良により新たに委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員

職務代理者

(議案第1号)

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

日程第5 議案第1号 令和3年度教育費補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第1号 令和3年度教育費補正予算について。

令和3年第4回印西市議会定例会に提出する令和3年度教育費補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和3年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、全体の概要についてご説明いたします。

次の資料の議案第1号 令和3年度教育費補正予算（令和3年第4回印西市議会定例会）をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

15款国庫支出金の増及び21款諸収入の減を合わせまして、歳入予算の総額から17万5,000円を減額するものでございます。

次に、2ページから3ページにかけてをお願いいたします。

歳出でございます。

9款教育費の1項教育総務費の減、2項小学校費の増、3項中学校費の増、5項社会教育費の増及び6項保健体育費の増を合わせまして、歳出予算の総額を353万円を増額するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。

イングリッシュアカデミージャンプ（中学生海外派遣研修）業務委託につきまして、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

継続費の補正でございます。

牧の原学校給食センター一般系統空調設備更新工事及び印旛公民館個別空調設置工事につきまして、新たに継続費を設定するものでございます。

詳細につきましては、各担当課長からご説明申し上げます。

職務代理者
学務課長

学務課長。

議案第1号審議資料をご覧ください。

令和3年度補正予算、歳入、15款2項5目小学校費国庫補助金、学校保健特別対策事業補助金の125万の増額補正でございます。

補正理由としましては、新型コロナウイルス感染対策に必要となる物品の購入を目的とした令和3年度学校保健特別対策事業費補助金（追加分）の申請に当たり補正するものでございます。充当事業としましては、教材整備に要する経費（小学校費）でございます。

続いて下段をご覧ください。

15款2項5目中学校費国庫補助金、学校保健特別対策事業補助金の57万5,000円の増額補正でございます。

補正理由としましては、新型コロナウイルス感染対策に必要となる物品の購入を目的とした令和3年度学校保健特別対策事業費補助金（追加分）の申請に当たり補正するものでございます。充当先事業としましては、教材整備に要する経費（中学校費）でございます。

指導課長

では、1-2をご覧ください。指導課でございます。

21款5項2目2節事業参加者負担金200万円の減額補正でございます。

補正理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による令和3年度のイングリッシュアカデミージャンプ（中学生海外派遣研修）の中

止に伴い減額するものでございます。

では、続きまして歳出でございます。

1-3をご覧ください。

9款1項3目国際理解教育推進事業、総額で968万2,000円の減額補正で
ございます。内訳は、3節職員手当等10万6,000円、11節役務費15万
9,000円、12節委託料938万8,000円、13節使用料及び賃借料、通行料と
して2万6,000円、駐車場使用料として3,000円。

補正理由につきましては、会計年度任用職員（英語教育コーディネー
ター）の期末手当支給率の改定により減額するもの、また、新型コロナ
ウイルス感染症対策による令和3年度のイングリッシュアカデミージャ
ンプ（中学生海外派遣研修）の中止に伴い減額するものでございます。

学 務 課 長

続きまして、9款1項3目学校適正配置に要する経費9万2,000円の増額
補正でございます。内訳につきましては、1節報酬9万円の増額補正で
ございます。10節需用費2,000円の増額補正でございます。

補正理由としましては、令和3年度第3回印西市議会定例会において、
「教育環境改善に関する請願書」が採択されたことを受け、急遽、今年
度中に印西市学校適正配置審議会で審議する必要性が生じたため、審議回
数を2回増加することに伴い、関連経費を増額補正するものでございま
す。

続いて、1-5ページ上段をご覧ください。

9款1項3目会計年度任用職員に要する経費83万3,000円の減額補正で
ございます。

補正理由につきましては、会計年度任用職員（学習指導員及び介助
員）の期末手当支給率の改定により減額するものでございます。

指 導 課 長

では、下段をご覧ください。指導課でございます。

9款1項4目適応指導教室事業、職員手当等10万6,000円の減額補正で
ございます。

補正理由につきましては、会計年度任用職員（適応指導教室指導員）
の期末手当支給率の改定により減額するものでございます。

続いて、1-6の上段をご覧ください。

9款1項4目教育情報収集・活用事業、職員手当等11万7,000円の減額補
正でございます。

補正理由につきましては、会計年度任用職員（学校司書）の期末手当
支給率の改定により減額するものでございます。

学 務 課 長

学務課です。下段をご覧ください。

9款2項2目教材整備に要する経費263万4,000円の増額補正でございま
す。

補正理由としましては、令和3年度学校保健特別対策事業費補助金
（追加分）を活用し、普通教室に大型モニターを19台整備するため補正
するものでございます。

続いて、1-7ページ上段をご覧ください。

9款2項2目小学校修学旅行費補助事業68万7,000円の増額補正でございます。

補正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校が修学旅行等を中止または延期した場合に発生する経費のうち、企画料金に相当する経費を補助するため補正するものでございます。

下段をご覧ください。

9款3項2目教材整備に要する経費124万8,000円の増額補正でございます。

補正理由としましては、令和3年度学校保健特別対策事業費補助金（追加分）を活用し、普通教室に大型モニターを9台整備するため補正するものでございます。

続いて、1-8ページ上段をご覧ください。

9款3項2目中学校修学旅行費補助事業45万円の増額補正でございます。

補正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校が修学旅行等を中止または延期した場合に発生する経費のうち、企画料金に相当する経費を補助するため補正するものでございます。

生涯学習課長

続きまして、下段、生涯学習課でございます。

9款5項3目文化振興活動に要する経費でございます。17節の備品購入費で庁用備品となります。30万8,000円の増額となります。

補正理由といたしまして、寄贈された美術作品を展示・保管するため、額縁を購入するものでございます。

続きまして、1-9上段でございます。

9款5項4目印旛公民館施設管理に要する経費でございます。14節工事請負費、新設工事となります。264万5,000円の増額となります。

補正理由といたしまして、印旛公民館の冷房設備が老朽化により使用不能となったため、令和4年度の夏までに特に利用者の多い諸室である大会議室、第1研修室、第3研修室に個別空調を設置する必要があるもので、工事請負費について増額補正するものでございます。

指導課長

下段をご覧ください。指導課でございます。

9款6項3目牧の原学校給食センター事業、補修工事620万4,000円の増額補正でございます。

補正理由につきましては、空調設備の老朽化により2階の空調が使用できない状態になっているため、令和4年度の夏までに工事を完了できるよう、補正予算による対応を行うものでございます。

では、続いて1-10をご覧ください。

債務負担行為でございます。指導課でございます。

9款1項3目教育研究指導費、国際理解教育推進事業、設定額942万円の補正でございます。

補正理由でございますが、市内中学生を海外に派遣し、ホームステイや現地校への訪問等を通じて、英語学習に対する意欲と実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図るとともに、異文化への理解を高めることにより、国際化に対応した人材の育成を目的とし、イングリッシュアカデミージャンプと位置づけ、市内在住の中学2、3年生を対象に令和4年度にオーストラリアへの中学生海外派遣研修の業務委託を行うため、契約準備及び事業実施期間が複数年度にわたることから債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の限度額は942万円、設定期間は令和3年度から令和4年度まで、年度区分は令和3年度0円、令和4年度942万円、合計942万円。

以上でございます。

生涯学習課長

続きまして、継続費の補正でございます。

1-11ページ、生涯学習課でございます。

事項といたしまして、印旛公民館施設管理に要する経費（印旛公民館個別空調設置工事）でございます。

継続費補正をする理由でございますが、令和4年度の夏までに工事を完了させる必要があり、工期が令和3年度から令和4年度までかかるため、工事に係る継続費の設定をするものでございます。

継続費の期間、金額ですが、期間につきましては令和3年度から令和4年度、金額につきましては661万1,000円となります。年度区分ですが、令和3年度につきましては264万5,000円、令和4年度につきましては396万6,000円となります。

指導課長

では、下段をご覧ください。指導課でございます。

先ほど、歳出の中で、1-9の下段でご説明した牧の原学校給食センター一般系統空調設備更新工事について、令和4年度の夏までに工事を完了させる必要があり、工期が令和3年度から令和4年度までかかるため、工事に係る継続費の設定をするものでございます。

継続費の期間は令和3年度から令和4年度、金額は1,551万円、一般財源として、年度区分ですが、令和3年度は620万4,000円、令和4年度は930万6,000円。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

日程第6 議案第2号 印西市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第2号 印西市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和3年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明いたします。

議案第2号審議資料2-1をご覧ください。

改正の要旨ですが、題名の変更及び条文中の用語の整理を行うとともに関係する条例の整合を図るものでございます。

改正の理由ですが、印西市就学指導委員会で審議する対象者を、心身に障害のある児童及び生徒だけでなく、心身に障害のある就学予定の者も対象とし、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、組織の名称の変更を内容とする条例の一部改正を行うものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行いたします。

経過措置でございますが、この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市教育支援委員会条例の規定により委嘱された委員とみなします。ただし、委員の任期は令和5年5月31日までといたします。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中で、就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に改めます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

職務代理者

日程第7 議案第3号 印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを議題とします。

生涯学習課長

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第3号 印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について。

印西市教育委員会規則で定める様式の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように制定する。

令和3年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

3-1ページ、審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、様式中敬称を削るものでございます。

2、改正の理由でございますが、教育長及び教育機関等の長宛てに提出する申請書等の宛先に「様」を付すことが二重敬称の表現になることから、見直しを行うものでございます。

3、施行期日等でございますが、施行期日は令和4年3月1日としております。こちらは、公共施設予約システムの改修が令和4年3月1日を予定していることから、それに合わせるものでございます。

次に、経過措置として、この規則の施行の際、関係様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができるものとしております。

4、新旧対照表をご覧ください。

各施設の設置及び管理に関する規則の条文に変更はなく、3-8のページの次の資料にある様式の宛先の部分を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

よろしいですか。

各委員

なし

職務代理者

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案どおり可決されました。

(議案第4号)

職務代理者

日程第8 議案第4号 行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第4号 行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について。

行政手続における押印義務付けの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように制定する。

令和3年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

4-1ページ、審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、様式中の申出者及び申請者に求めている押印を削るものでございます。

2、改正の理由でございますが、行政手続における押印義務付けの見直しに伴うものでございます。

3、施行期日等でございますが、施行期日は令和4年3月1日としております。こちらは、公共施設予約システムの改修が令和4年3月1日を予定していることから、それに合わせるものです。

次に、経過措置として、この規則の施行の際、関係様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができるものとしております。

4、新旧対照表をご覧ください。

施設の設置及び管理に関する規則の条文に変更はございません。様式の押印の部分の削るものとなっております。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
職務代理者

日程第9 議案第5号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第5号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の

一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

5-1ページ、審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、1点目は、中央駅前地域交流館の利用目的を、市民の交流機会創出の場、自発的な学習活動等促進の場、高齢者の憩いの場に変更するものでございます。

2点目は、指定管理者による管理、指定管理者の指定等に関する事務規定を加えるものでございます。

3点目は、中央駅前地域交流館の利用の申請に、市内在住者または市内に事務所を有する者以外の者及び個人に関する規定を加えるものでございます。

4点目は、その他所要の改正に伴うものでございます。

2、改正の理由でございますが、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業により新たに整備する複合施設を、中央駅前地域交流館として指定管理者に運営させ、併せて、中央駅前地域交流館の事業を拡充するための規則を定めるものでございます。

3、施行期日等でございますが、施行期日を令和7年4月1日としております。ただし、附則第2項の規定は公布の日としております。この附則第2項につきましては、次の記載の準備行為でございます。改正後の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定による指定管理者の指定、施設等の利用に係る申請及び許可、利用料金の納入手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができるものとするものでございます。

次に、経過措置として、この規則の施行前に改正前の印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定よりなされた処分、手続その他の行為は、新規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこととしております。

続きまして、4、新旧対照表をご覧ください。

改正の詳細について、順にご説明いたします。

第1条につきましては、本規則の根拠条文であります印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例の条例改正に伴いまして、条番号の整理を行うものでございます。

1ページから2ページにかけての第2条につきましては、複合施設整備に伴う新規の諸室の整備や既存諸室の見直しに伴い、中央駅前地域交流館の利用目的を市民の交流機会創出の場、自発的な学習活動等促進の場、高齢者の憩いの場の3点に変更するものでございます。

2ページから4ページの第3条から第6条につきましては、指定管理者による管理運営となりますことから、指定管理者の指定等に関する事務規

定を加えるものでございます。

なお、指定管理者の管理運営となる関係で、第7条以降において、「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「使用料」を「利用料金」に字句を改める必要があることから、改正を行っております。

4ページの第7条第2項につきましては、中央駅前地域交流館の利用の申請期間を規定しておりますが、団体については、利用日の属する2月前の月の9日から利用日の1日前までと変更するとともに、市内在住者または市内に事務所を有する者以外の者及び個人に関する規定を加え、これらの申請期間については、利用日の10日前から1日前までとするものでございます。また、同条第3項として、当該申請期間の例外について規定しております。

第8条につきましては、中央駅前地域交流館を利用できる時間数を規定しているものですが、新設するアートギャラリーについては、1月当たり14日以内とする規定を追加するものでございます。また、利用時間数の例外規定について整理するものでございます。

4ページ下段から6ページ上段までの第9条につきましては、利用者登録による予約について規定しているものですが、第2項及び第5項におきましては、第8条と同様に、アートギャラリーにおける予約時間数の上限を規定するものでございます。また、第6項第2号の申請期間を第7条第2項と同様に、利用日の1日前までとするものでございます。

6ページの第11条につきましては、施設を専有しない場合の利用申請について改めるものでございます。

7ページの第16条第3号につきましては、利用料金を半額還付できる申出期間を利用日の10日前までと改めるものでございます。

同ページの旧13条から9ページの旧18条につきましては、指定管理者による管理運営となることから、削除するものでございます。

9ページの第17条につきましては、利用者の遵守事項について字句の整理を行うものでございます。

第19条につきましては、利用者による原状回復及び職員の点検を利用時間内に行うことを規定するものでございます。

10ページの第21条につきましては、指定管理者に管理を行わせることができない場合の教育委員会による管理について規定したものでございます。

続きまして、別記の各様式についてご説明いたします。

第1号様式から第9号様式につきましては、指定管理者の指定等に関する事務手続に必要な申請書、通知書等を加えるものでございます。

第10号様式から第17号様式につきましては、従前の様式について本規則改正に伴う字句の変更等を行うものでございます。

附則につきましては、先ほどご説明いたしました施行期日、準備行

	<p>為、経過措置となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
職務代理者	<p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各委員	なし
職務代理者	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第5号について採決をします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし
職務代理者	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第6号)	
職務代理者	<p>日程第10 議案第6号 教育に関する事務の点検・評価報告書（令和2年度対象）についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案第6号 教育に関する事務の点検・評価報告書（令和2年度対象）について。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する報告書を別紙のとおり作成し、同項の規定によりこれを議会に提出し、公表する。</p> <p>令和3年11月11日提出。</p> <p>印西市教育委員会教育長、大木弘。</p> <p>議案第6号につきましては、お配りしております点検・評価報告書に基づきまして、概要をご説明させていただきます。</p> <p>では、まず、2ページ、3ページをご覧くださいと思います。</p> <p>教育に関する事務の点検・評価に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により実施するものでございます。</p> <p>3ページ下段の法律の条文を見ただけですと、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。</p> <p>点検評価につきましては、令和2年度に実施した教育施策、7の主な施策と22の主な取組、52の主な事業を対象として行います。点検評価に当たりましては、主な事業ごとにS、A、B、Cの4段階で評価しております。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できず、評価できなかった事業につきましては、「－」表記をしております。また、主な取組ごとに今後の施策の方向性を示しております。</p> <p>これまで、2ページ下段の点検評価の流れに基づきまして、担当課に</p>

よる点検評価、部長、教育長による評価を行い、また、学校教育、生涯学習それぞれの分野の学識経験者を点検評価委員として委嘱し、ご意見をいただいているところでございます。

これらを踏まえまして、教育委員会会議におきまして最終評価をしていただくものでございます。

13ページから50ページにかけては、評価対象事業の点検評価結果を記載してございます。

51ページから63ページにかけては、点検評価に関するまとめと点検評価委員からいただきましたご意見を記載してございます。

評価につきましては、52事業中、S評価が1事業、A評価が29事業、B評価が15事業、C評価がゼロ、評価できなかった事業が7事業という結果になっております。

点検評価委員の皆様のご意見は、学校教育分野、生涯学習分野に分けて、56ページから63ページに記載しているとおりでございます。

評価書の概要は以上でございます。

なお、今後の予定でございますが、本日、報告書についての議決をいただきまして、12月市議会に提出をさせていただき、その後、市のホームページに掲載する予定でございます。よろしく審議していただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

職務代理者

それでは、これから質疑を行います。質疑はありますか。

いかがでしょうか。

鈴木委員

鈴木委員。

まず1点目、56ページのところですけれども、教育分野のところですね。

今回の令和2年度に関しましては、(1)の学ぶ力を育む教育の充実の①から⑧までの間に、ICT教育の充実ですとかICT支援員の配置といった文言が見受けられなかったのですね。次年度は、それをぜひともそういう文言に付随するような形で加えていただけたらいいのではないかとというのが私からの意見です。これがまず1点目。

それから、隣のページ、57ページです。2のところ、安全で安心できる教育環境づくりも、(2)学校の適正規模・適正配置の推進の①において、小規模校の取組のみ言及していたのですね。ですけれども、安全で安心という観点からも、大規模校の抱える問題にもぜひとも取り組んでほしいというのが要望です。9月の市議会におきましてもこの問題が採択されていますので、ぜひとも次にはこの大規模校での問題に対してももう少し言及していただいて、安全で安心できる環境づくりという多角的な点からの意見、推進する内容を盛り込んでいただけたらと思います。

私からはこの2点です。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

すみません、56ページ以降につきましては、全て点検評価委員からの意見でございます。(1)学ぶ力を育む教育の充実では、ICT教育の取組についてのご意見はございませんでした。

なお、58ページ、(5)情報化社会に対応した教育の推進では、ICT環境の活用について、記載のとおりご意見をいただいております。

また、57ページから58ページにつきましても、令和2年度に実施した事業の事業点検に対する点検評価委員からの意見でございますので、文章の追加は控えたいと思います。

また、56ページ以降が点検評価委員からのコメントであることが分かりやすくなるよう、報告書の表現を見直したいと考えてございます。

以上です。

職務代理者
鈴木委員
職務代理者

よろしいですか。

分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

私からは、各課、感想といたしますか、意見といたしますか、言わせていただきたいと思っております。

まず、今回、新型コロナ感染対策により事業の多くが中止したり縮小したり、評価を見させていただいて改めて確認させていただきました。そういった中で、感染対策を行った上で可能な限り実施方法を工夫してやろうとか、コロナ禍においても実施できるような新しい事業形態を検討しようとか、そのような前向きな姿勢が報告書からたくさんうかがえることを大変うれしく思っています。経験したことのない先の見えない社会情勢の中、本当にお疲れさまでした。

まず、では、38ページ、(2)の①文化芸術活動の支援、こちらのことなのですけれども、コロナ禍で中止することなく新しい事業形態を検討し成果を上げたことは、とても素晴らしいと思っております。ですが、たとえ成果が上がらなかったとしても、新しい取組を前向きに考えて、失敗を恐れずに行動に移せたことに、そこに私は、個人的ではあるけれども、Sを差し上げたいと思いました。引き続き頑張ってくださいと思っています。

それから、30ページ、(1)の①生涯学習ガイドの発行の件、これは事業評価はBとなっています。理由は、今後の方向性で示されていますけれども、これは令和2年度のものですけれども、私は令和3年度にはこの評価がAになるのではないかと予想しています。なぜなら、この課題がしっかりと改善されて、私はこの改善されたガイドを利用してくださる方から、ありがとうございますと感謝の言葉をいただいているからです。

それから、今まで全ての事業がPDCAサイクルで回されているの

か、今までの報告書から読み解くことが私は難しかったのですけれども、今回この件でしっかりとちゃんとなされていることが確認できて、よかったと思っています。これからさらによりよくなることを期待していますので、どうぞ頑張ってください。

それから、次、22ページ、(2)の④きめ細やかな教育支援の推進です。こちらに関して意見なのですけれども、新型コロナ感染対策により、学校にも行けず、外でも遊べず、家に閉じ籠もりの子どもたちには、様々な心理的、身体的影響があったかと思います。限られた状況の中で、支援を必要とする子どもたちに一生懸命関わってくださったことに、心から感謝しております。ありがとうございます。

これは、事業として直接関係ない話なのですけれども、事業に関わる先生や職員が地域の方々とともに市民活動をされているのを知りました。教育センターの先生方が子ども食堂を地域の人たちと協力して頑張っているよと、地域の方から教えていただきました。教育委員会は縦割り組織とかブラックボックスなどと言われていることもありますけれども、印西市では、子どもたちのためにできることを、立場を越えて協力し合って活動してくださる先生方がいらっしゃるんだと、それと、先生が支援を必要とされる子どもたちや保護者の対応をしてくださっているのだと、うれしさと頼もしさと安心感で心がいっぱいになりました。子どもたちの幸せのために、引き続き支援をよろしく願いいたします。

次、26ページ、(2)の①、学務課です。

学校の統廃合など、保護者や地域住民の様々な思いやニーズを受け止めたり、とても難しく心理的につらい課題に日々取り組んでくださり、ありがとうございます。統廃合などで廃校になる関係保護者や地域の方々が寂しくつらい思いをすることを誰一人願っている人はいないですし、様々な思いはありますが、第一に優先すべきは子どもたちであるということは、誰もが分かっていることだと思います。

私の個人的な願いとしてみれば、子どもたちも保護者も地域の方々も、事業に関わる全ての人たちが笑顔になる道を探してもらいたいと思います。大きな組織として、私もその中の一員として、ぜひ三方よしの考えを大切にしてくださるとうれしいと思っています。なかなか難しいことだとは理解しています。新しい可能性が生まれることを心から期待しているので、ぜひとも引き続き頑張ってくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

最後は、感想なのですけれども、今回改めて感じたのは、事業は生き物だなということです。事業を行う人や組織の考え方や社会状況によって、よりよく成長することも停滞することもある。私はそこから皆さんのことを見て学びました。S、A、B、Cなど事業評価はとても大切なことだと思います。ですけれども、ここに表すことのないことにも目を

向けて、小さなことでも成長できたことを私は評価したいですし、そういった皆さんの成長を市民の皆さんにも知っていただきたいと思いました。

また、教育総務課の方へ、この報告書をよりよい様式にバージョンアップしていただき、ありがとうございました。おかげさまで、すごく見やすかったですし、評価もしやすかったです。それから、自分としては、ポジティブな評価がとてもしやすくなったと思いました。お忙しい中やっていたのだと思います。ありがとうございました。

皆さん、どうぞ引き続き事業のほう、大変なこともあるかと、課題も満載だと思うのですけれども、ぜひ失敗を恐れなくて、しっかり見えないところも見ていますので、どうぞ頑張っていただけたらと思っています。

私からは以上です。

職務代理者

よろしいですか。

ほかに。

寺田委員。

寺田委員

質問ですが、39ページの今後の施策の方向性というところで、新型コロナウイルスの感染症状況を見極めながら活動を実施するとありますが、見極めの期間といいますか、それは、例えば1か月ごととか3か月ごととか、そういう期間を設けられているんですか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

この記載で、見極めながらとは書いてあるのですが、まだ予断を許さない状況だとは思っていますので、今後もやはり状況を見極めながらやっていくしかないかと。期間という形では、設定は今のところできないと。

寺田委員

設定はしていない。

生涯学習課長

はい、できないと。

職務代理者

寺田委員。

寺田委員

確かに今新型コロナ、減少はしていますけれども、まだ判断するには慎重になると思います。でも、子どもたちが発表する機会をなるべく多く与えてやりたいと思いますので、その辺を配慮してご検討願いたいと思います。よろしくお願いします。

生涯学習課長

はい、分かりました。

職務代理者

私からも質問がございますので。

コロナ禍の今、令和2年度は教育行政においても多くの行事、研修等が中止、縮小となりまして、各教育機関並びに担当部署の皆さんの負担は大変多大なものであったと思います。大変ご苦労さまでした。

この点検・評価報告書の事業評価を見ても、事業が実施されず評価できないものがあり、苦慮されたことと思います。今後の施策の方向性を見ますといろいろ配慮が伺える内容がありますが、冬場を迎えまして、

新型コロナウイルス感染症の収束はまだ先に見えない中、どのような対策を立てて教育行政の運営をされていくのか、各課ごとに教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、教育総務課といたしましては、新たに建てる増築校舎のトイレ及び洗面所の水洗蛇口に特殊型を採用してまいりたい。また、校舎の改修時におきまして、各教室に換気扇を設置していく。新たに建てる増築校舎には、各教室に換気能力の高い換気設備を設置してまいりたい。以上のようなことを考えております。

職務代理人

分かりました。ありがとうございます。

学務課長

学務課長。

学務課としましては、令和2年度にGIGAスクール構想の実現に向け、児童・生徒1人1台のパソコンを整備して、新型コロナウイルス感染予防の対応としましても、臨時休業が行われる場合でもオンライン授業、あるいはICTを活用した家庭学習を実施できるよう、環境を整備してまいりました。

今後もICT活用の促進と併せて、児童・生徒数の増加に伴うパソコンの整備や特別教室を含めた大型モニターを引き続き整備してまいりたいと考えております。

以上です。

職務代理人

ありがとうございます。

指導課長

指導課長。

指導課は、学校教育に関わる事業がたくさんありますので、今年度について、事業ごとにお話をさせていただきたいと思います。

まず、「1 学ぶ力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進」の中で、(1)にあります学ぶ力を育む教育の充実、ここでは、計画している事業につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、できる限り実施しておりますし、これからも実施していきます。

その中で、特に絶対にやらなければいけないというようなものもピックアップしております。例えば、就学指導委員会、今度名称変更をさせていただきますけれども、これは必ず必要になります。計画している4回のうち、現時点で2回目までは終了しています。引き続きあと2回の委員会を実施する予定でいます。

(2)の豊かな心を育む教育の充実の中で、さわやかハートフルコンサート、こちらご案内できず申し訳なかったのですがけれども、例年とは違う形ではあったのですがけれども、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、全ての学校が参加でき実施できております。また、12月に行われる小学校芸術鑑賞教室、これも対策を講じながら実施する予定でいます。教育センター主催の自然科学体験学習、これに関しても、対策を講じながら実施していきます。

現在、これらに関わって適応指導教室の在籍なのですけれども、現状として、緑のまきばに通室している児童・生徒が15名、森のステーションまきばが5名というようなところです。若干見学、問合せ等が増えているので、これからまた増える可能性があります。中学3年生につきましては、高校受験に向けて、今、週の半分くらい自分の所属の学校に通えるような生徒も増えてきているというような状況でいます。

(3)の健やかな体を育む教育の充実です。印西小学校駅伝競走大会、これも、少し例年とは違う形ではあります。出場チーム数を減らすとか保護者の人数制限を行うとか、そういった形ですけれども、これも感染対策を講じながら実施してまいります。また、新型コロナウイルスの児童・生徒本人の感染なんですけれども、9月中旬に報告があつて以降、今のところ一切ないです。今後は、昨年度感染の報告が全くなかったインフルエンザ、これの流行に注意していく必要があると指導課としては考えているところであります。

「2 安全で安心できる教育環境づくり」の(3)学校安全の推進では、通学路安全対策検討連絡協議会で通知された危険箇所の対策を講じております。

それから(5)の情報化社会に対応した教育の推進、先ほど学務課長も申し上げましたけれども、1人1台端末の活用を教育センター中心に今も推進しているというところです。

指導課からは以上です。

職務代理者

ありがとうございます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課の施策においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況等に留意した事業運営を行っていきたいと考えております。

具体的には、出前講座や市民文化祭などの市民を対象とした内容が多いため、事業実施においては、改めて手指消毒やマスク着用の徹底等、感染防止対策を図ることや、事業実施に当たりましては、オンラインでの活用や、また図書館では電子図書館の拡充など、改めて感染リスクが低いと考えられる部分とか、感染リスクが低いと考えられる事業計画を進めるなど、再び感染症が蔓延状況になった場合でも、施策の実施に影響が出にくい事業立案を検討したいと考えております。

また、施設管理面では、入り口で検温機器の導入や、図書館では書籍消毒器の積極的な活用をするなど対策を実施してまいります。

以上です。

職務代理者

ありがとうございます。

各課ごとにいろいろ対策を講じていただきながら、今後も運営に当たっていただければと思いますので、皆様、よろしくお願ひいたします。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

各 委 員

なし

職務代理者	<p>それでは、議案第6号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
各委員 職務代理者	<p>異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p>
(議案第7号) 職務代理者	<p>日程第11 議案第7号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案第7号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて。 次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。 令和3年11月11日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、名称でございます。原山中学校改修工事。 2、場所につきましては、印西市原山一丁目2番。 3、契約の方法、制限付き一般競争入札（総合評価方式）。 4、契約の金額、5億9,950万円。 5、契約の相手方、千葉県山武郡横芝光町、古屋建設株式会社。 <p>議案第7号審議資料をご覧ください。 1と2につきましては、割愛をさせていただきます。 3、工期、契約の翌日から令和5年2月28日まで。 4、施設の概要等につきましては、(1)施設の概要につきまして、アからカまでございます。古いもので築30年以上経過しております。 (2)生徒数の推移でございます。アからエまでございますが、令和3年度5月1日現在で294人となっております。 5、工事の概要でございます。 (1)屋上防水の改修、(2)外壁の補修及び塗装、(3)内壁の改修及び照明のLED化、(4)エアコンの更新、特別教室、配膳室への新設工事、(5)受変電設備の改修工事、(6)受水槽の改修工事でございます。 7-2から7-3、7-4、7-5までが図面となっております。 説明は以上でございます。</p>
職務代理者	<p>これから質疑を行います。質疑はありますか。 いかがでしょうか。</p>
各委員 職務代理者	<p>なし 質疑なしと認めます。</p>

各 委 員
職 務 代 理 者

議案第7号について採決をします。
お諮りいたします。
議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)
職 務 代 理 者

日程第12 議案第8号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学 務 課 長

学務課長。

議案第8号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和3年11月11日提出。

印西市教育委員会教育長 大木弘。

- 1、取得する財産の表示、小中学校教育用パソコン等。
- 2、取得方法、制限付き一般競争入札。
- 3、取得金額、3,269万4,200円。
- 4、取得の相手方、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店です。

それでは、説明させていただきます。

議案第8号審議資料をご覧ください。

財産の取得について。

取得する財産の内容は、まず、教育用パソコン及びソフトウェアライセンスですが、ノート型パソコン小学生用383台、ノート型パソコン中学生用317台、学習支援ソフトライセンス、ベネッセ「ミライシード」700台分、フィルタリングソフトライセンス、「チエル」700台分。

先行で取得を行っている物品と統一性を図るため、指定型番及び指定製品とすることといたします。

次に、教育用パソコンの主な仕様につきましては、形状はノート型11.6インチ、OSはクロームOS、CPUはインテルC e l e r o n N 4020、メモリは4GB、記憶装置は32GBのSSD、保証期間はメーカー保証1年です。

次に、配置先は、印西市立小・中学校ほかとなります。

3、納入期限は、令和4年3月31日。

4、取得の理由は、国におけるG I G Aスクール構想の実現のため、令和4年度の児童・生徒増分の教育用パソコン及び必要なソフトライセンスを取得するものでございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

次のページは、入札結果報告書でございます。
入札予定価格は税抜きで3,993万5,000円、入札金額は税抜き2,972万2,000円でございます。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

議案第8号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(その他)

職務代理者

日程第13 その他について、何かありますか。

教育総務課長。

教育総務課長

私からは、第2期印西市教育振興基本計画素案についてご説明をさせていただきます。

こちらの教育振興基本計画の素案をご覧ください。

それではご説明いたします。

本年第5回教育委員会定例会で計画策定方針、策定スケジュールをご説明をいたしました。その後、庁内検討会・作業部会におきまして骨子案、素案確認、調整を行い、また、外部委員による計画策定委員会にもご意見をいただき、修正を重ねているところでございます。

10月22日に第3回計画策定委員会を開催し、ご意見をいただきました。お手元の資料には、そのご意見が反映できておりません。今後、修正することとなりますが、現時点での策定状況としてご確認をいただきたいと思っております。

それでは、第2期印西市教育振興基本計画（第1次素案）をご覧ください。

まず、2ページをご覧ください。

計画策定の背景と趣旨につきましては、国内及び世界の情勢が変化し続ける中で、次世代に向けて子どもたちが力強く歩いていく力を身につける学校教育は極めて重要でございます。また、一方で、希薄化する地域コミュニティーの中で家庭や地域の教育力を向上させること、生涯にわたり活躍を続けるための継続的な学習機会の充実、豊かな心や郷土意識を育むための芸術の振興や文化の継承を図ることが強く求められております。

国は、平成18年に新しい時代の教育理念を明示する教育基本法を改正

し、平成20年7月に第1期教育振興基本計画を策定いたしました。そして、平成30年6月には、第3期教育振興基本計画を策定し、令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方が示されています。

このようなことから、印西市総合計画で定めた将来都市像を実現するための5つの基本目標の1つ、「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進に向けた本市の教育や学びの総合的計画として、第2期印西市教育振興基本計画を策定するものでございます。

3ページをご覧ください。

計画の位置づけでございます。計画策定方針の中でご説明をいたしましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

計画の構成についてでございます。本計画は、基本方針、基本目標ごとの計画で構成をしております。教育や学びの総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市が目指す教育や学びの基本理念を掲げ、それを実現するための基本方針、基本目標を示しております。また、基本方針に示された基本目標に沿って、その主な取組を体系的に示しております。

次に、5ページをご覧ください。

計画の期間につきましては、令和4年度から令和7年度までといたします。また、教育に関する本市の計画等の期間を図で示しております。

6ページをご覧ください。

計画の策定体制でございます。計画策定方針の中でご説明いたしましたが、イメージ図の中で教育部としていたところは、教育部以外の関係課にもご協力をいただくこととなりました。したがって、庁内検討会・作業部会に改めました。また、市民意見の反映の下に、令和2年度印西市市民満足度・重要度調査、印西市教育振興基本計画策定委員会の公募委員選任、パブリックコメントの実施を加えております。

7ページから11ページには、国・県の動向についてを記載しております。

12ページをご覧ください。

SDGsの反映についてでございます。本計画に特に関連するゴールを太枠で表示しております。こちらは、市の第1次基本計画で設定しているとおりになっております。

13ページをご覧ください。

印西市の教育の点検・評価の反映についてでございます。先ほどご審議いただきました令和2年度事業の点検・結果報告書の数値を記載いたします。

14ページから17ページをご覧ください。

印西市の教育の現状と課題についてでございます。こちらは、記載の

とおりでございます。

20ページをご覧ください。

印西市の教育の基本理念についてでございます。庁外組織、計画策定委員会で検討した結果、文章に若干修正を加えた上で、現計画を踏襲しております。

21ページから23ページをご覧ください。

印西市の教育の基本方針についてでございます。現計画と趣旨は変わりませんが、説明文を簡潔にし、より方針として分かりやすくしております。

24ページの基本目標についてをご覧ください。

市の第1次基本計画と印西市教育大綱と同じとなっております。

25ページをご覧ください。

計画の体系についてでございます。第1次基本計画の体系と合わせ、基本目標ごとに主な取組を定めております。

26ページをご覧ください。

重点的な取組の設定についてでございます。第3章基本目標ごとの計画の基本目標の体系の表中に、重点的な取組に星印をつけることといたしました。前提といたしまして、本計画案に記載している取組は、計画的に取り組むべきものと位置づけているので、全て大切なのでございますが、時代に即し、国・県の方針にかなう施策を推進する取組、各基本目標において地域創生を推進する取組、各基本目標を総合的に推進するための重点的な取組の3つの観点から重点的な取組を設定し、今回の計画策定に当たり法令改正や国・県の計画変更など、最近の動向を反映したものを示すものでございます。

28ページから57ページまでは、基本目標の計画でございます。各分野、各基本目標ごとに関連するSDGs、基本目標、方法、目標指標、基本目標の体系を記載しております。

目標指標は、第1次基本計画と同じ項目、同じ目標に変更し、現状値につきましては、基本的に令和2年度の数値を記載してございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に調査を実施しなかった項目につきましては、令和元年度数値を記載し、表外に注記をいたしております。

基本目標の体系は、25ページの計画の体系の主な取組の下に、さらに具体的な主な事業を示すものとなっております。

主な取組は、まず主な取組の方向、次に主な事業の事業名と事業概要を記載しております。

58ページから61ページの計画の推進につきましては、まず59ページに計画の推進体制といたしまして、1関係機関等との連携、2市民との連携、3庁内の連携の3つの項目を記載しております。

次に、60ページをご覧ください。

計画の進行管理を記載しております。また、このことにつきまして、61ページにイメージ図を掲載しております。

素案の説明は以上でございます。

今後、11月15日に総合教育会議、12月にパブリックコメント、議会議員への説明を行い、調整した計画案を1月の教育委員会定例会の議案として提出させていただく予定でございます。

以上です。

職務代理者

ほかにその他何かありましたら。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、その他の2つ目、原小学校校舎増築工事の契約締結についてご説明をいたします。

こちらの原小学校校舎増築工事についてをご覧いただきたいと思います。

1、名称、原小学校校舎増築工事。

2、場所につきましては、印西市原三丁目5番。

3、工期につきましては、契約日の翌日から令和4年8月26日まで。

4、生徒数及び学級数の推移及び見込みにつきましては、ア、イ、ウとありますが、ウの令和8年度、1,355人、47学級と現在見込んでいるところでございます。

5、工事の概要につきましては、(1)増築校舎、ア構造規模、鉄骨造2階建て、イ延べ床面積、1650.29平方メートル、ウ整備する教室等、普通教室10室、トイレ、渡り廊下等でございます。

落札候補者につきましては、古川建設株式会社。住所につきましては、千葉県柏市。入札額が5億3,900万円、低入札基準額が5億5,853万2,000円。

こちらにつきましては、12月議会で議案として上程する予定でございます。そのためには、本日議案として教育委員会に上程すべきでしたが、入札額が低入札基準額を下回っております。今後、事業者に対するヒアリング、低入札価格調査委員会の審査を受けなければなりません。したがって、本日は委員の皆様にご報告のうえ、臨時代理により処理させていただき次回の会議におきまして、報告させていただきたいと思っております。

また、次のページ、2ページ、3ページに図面等を添付してございます。

以上でございます。

職務代理者

この2点につきまして、何か質問はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

原小の件なんです、古川建設さんが一応落札済みになっているんですか。

職務代理者

教育総務課長。

教育総務課長 はい、今、落札の第1候補者というような形になっておりまして、今後、市の職員がこの古川建設の社員の方に財務状況ですとか、今、古川建設が抱えている仕事量ですとか、そういうのをヒアリングいたしまして、この工事の落札者として大丈夫、耐えられるのか、ふさわしいのかというのを判断をいたします。それが通りましたら議会に上程させていただきます。

職務代理者 寺田委員。寺田委員。今、素材とか人件費とか、いろいろ建設関係、上がっているんですよ。ですから、入札価格がこれ以上上がらなければいいのですけれども、その辺はどうなるかと思ってちょっと質問したのです。

職務代理者 教育総務課長。教育総務課長。今回、5億3,900万円で入札をしておりますので、この業者で決定となれば金額は基本的には変わりません。

寺田委員 分かりました。

職務代理者 ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員 栃尾委員。これからヒアリングや審査が行われるようなのですけれども、もしそこで問題があった場合は、どのような流れになっていくのでしょうか。

職務代理者 教育総務課長。教育総務課長。もしも、例えばこの古川建設の財務状況がよろしくないとか、そういうような判断になった場合には、2番、次に安い入札金額を入れたところとなりますが、実はその会社も調査基準価格以下、いわゆる低入札調査をしなければいけない金額なので今度はその会社に対してヒアリングなどをしていきます。

栃尾委員 なるほど、分かりました。

職務代理者 ほかに質疑はありませんか。

各委員 よろしいですか。

職務代理者 なし

学務課長 ほかにその他。学務課長。学務課です。

学務課長 日程第13のその他の資料はございませんけれども、瀬戸幼稚園の屋根の補修についてご報告です。

職務代理者 11月1日の朝に職員が出勤したところ、瀬戸幼稚園の屋根の一部の外壁のタイルが落下しているところを見つけて、報告がありました。それを受けまして、業者による点検と、あと緊急補修をいたしました。

職務代理者 今後、詳細な点検をして、現状は落下の危険はないということですが、必要な補修が生じましたら対応してまいりたいと考えております。

職務代理者 以上でございます。

職務代理者 教育部長。

教 育 部 長

今の報告なのですが、まず、落下した日が10月27日の朝でございます。その後、現状を確認して、応急処置を実施してございます。

今後の対応といたしまして、改めてどうするか検討させていただきまして、場所が屋根とか天井になり他に落下とかあっても困ります。12月の補正予算の期限に乗せられなかったのですがそれこそ急な行為でしたので、財政当局と話をさせていただきまして、急遽12月の補正に入れていただけるよう、今検討いただいております。

ですので、結果的に、乗せられればまた改めて教育委員会定例会の中で、臨時代理という形で、この部分のご報告はさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

職 務 代 理 者

この点につきまして、何か質疑はありますか。

教 育 長

いいですか。

職 務 代 理 者

教育長。

教 育 長

今、部長が言ったのは、先ほど審議いただいて可決いただいた補正予算案、あれが変更になるということです。追加になりますので。その追加分については、次回以降の教育委員会議で報告させていただくと。間に合いませんので、すみません、よろしくお願いします。

職 務 代 理 者

ほかにその他、何かありますか。よろしいですか。

各 委 員

なし

職 務 代 理 者

これで日程第13 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

教 育 長

今日はたくさんあって大変でした。ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の教育委員会議等の日程、開催日等について連絡がありますので、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

第12回印西市教育委員会定例会は、12月8日水曜日、14時、午後2時からこちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

それでは、そのほかございませぬか。

各 委 員

なし

(閉議の宣告)

教 育 長

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

令和3年第11回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうも大変お疲れさまでした。

(15時37分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月11日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	栃 尾	知 子